大阪府教育行政評価審議会における審議結果

・少人数・習熟度別指導の推進にあたっては、「公正な個別最適化された学び」となるよう、子どもにとって最適な学びとなる仕組みを充実させていただきたい。

・市町村教育委員会事務局に在籍する経験の少ない指導主事などを支援する取組みを継続して進めていただきたい。

・「小中連携による「学びに向かう力」の育成」（具体的取組５）については、家庭教育の果たす役割が大きく、学校と家庭が連携して取り組む必要がある。

・「ことばの力」は、生涯学習という観点からも、最も基礎になる力であり、ことばの力、国語力を高める取組みについて、今後も推進していただきたい。

・小学校での英語教育の中心になる教員の育成を行うとともに、「新学習指導要領に基づいた英語教育に係る校内研修を実施している小学校の割合」（具体的取組６）も100％を実現することが必要。

・私立高校生に対する授業料無償化制度は、家庭の経済状況に関わらず学校選択できるという点で有意義な制度であるが、多額の予算を投じていることから、効果検証をしっかり行ってほしい。

・チャレンジテストに関しては、生徒の進路に関わることであるので、災害時への対応も含めて副次的弊害が起きないようにしていただきたい。

・障がい等による配慮を必要とする生徒に関して、大学センター試験等での受験の配慮申請の開始など、様々な制度の変更等について、高校の教員の理解促進に努められたい。

・支援学校の通学区域割の変更によって、通学することが難しくなるような子どもが発生しないよう、必要な場合は弾力的に対応いただきたい。

・支援学校における学校間の交流をホームページに掲載している学校が10.9％から54.3％と増加している（基本方針３ 具体的取組58）ことは、評価できる。支援教育について、府民の理解推進のためにも、出来るだけ100％の掲載をめざしていただきたい。

・知的障がい支援学校２校への授業改善アドバイザーの配置（基本方針３ 具体的取組60）の成果を、教育課程改善事業連絡会等で周知するなど、多くの学校現場に広めていただきたい。

・特別支援学校教諭免許保有率向上策については、現在行っている認定講習だけではなく、他の方法も含めいくつかの選択肢を考える必要がある。

・今後、インクルーシブ教育をどのように進めていくかということは大きな課題。教員による支援教育に対する理解が進むよう、小・中学校での支援教育に関する研修会や特別支援コーディネーターの育成に力を入れていただきたい。

・発達検査をもとにアセスメントを行える、高い専門性をもった人材（基本方針３ 具体的取組62参照）の充実ということも今後の課題になろうかと思う。

・人権教育で大事にしてきた人間関係づくりや人との繋がりを大きな柱として、中学校区でのキャリア教育全体指導計画に基づいた取組みを推進していただきたい。

・性的マイノリティに関する人権教育など、社会の変化に応じた教員向け研修については、強く受講を勧めるような工夫なども検討していただきたい。

・「小・中学校における人権教育に関する研究授業の実施率」（具体的取組77）が50.4％と低いことは課題。今後の社会を担う子どもたちに対して、社会背景の変化に伴う課題も含め、人権に関する教育をしっかりと行う必要がある。

・自尊感情は、生涯を通じた基盤となるものであるため、その向上に向け取り組んでいただきたい。

・いじめの認知件数を問題とするのではなく、重大事態に至らないようにするということを中心に、取組みを進めていく必要があることを徹底していただきたい。

・いじめ対応に関して、教員によって差が生じないよう、学校間での取組み共有や、学校内での担任と他の教員、生徒指導担当教員間での連携体制の構築が必要。

・市町村の福祉政策との連携の必要がある場合に、スクールソーシャルワーカーの活用は大変有効であることから、その活用を推進していただきたい。

・「体力向上実践事例集」を活用した、体育の授業の充実を今後もめざしていただきたい。また、子どもの体力向上という短期的な指標に加え、スポーツは楽しみや健康を求めて自発的に楽しむ文化であるというスポーツ原理的な内容を教えることが必要。

・食に関する教育については、バランスよく食べるという食育に加え、アレルギーに関する教育も必要。

・首席・指導主事への若手教員の登用に向け、学級経営や授業づくりで力を発揮してきた若手教員に対して、学校経営等も魅力のある仕事であるという発信をお願いしたい。

・経験の少ない教員への支援として、教育現場に中堅教員を充実させることも大きな課題。

・評価・育成システムの実施については、教員が児童生徒の評価を気にすることで委縮したり、評価者である管理職に相談するのを躊躇したりといったマイナス面が危惧される。教員の授業力については、学校全体で協働的に改善していくべきと考える。

・指導が不適切な教員に対しては、学校運営協議会や校長等による面談など、複数の指標で評価した上で、厳正に対処することも必要。

・学校経営計画に示す教育目標については、手段の目的化を防ぐため、短期的な目標達成のみにこだわるのではなく、評価の結果を学校内・学校外における議論のきっかけとし、目標自体の是非も含め、改善のあり方を考えていただきたい。

・働き方改革と、外部人材や専門家との協働によるチームアプローチはセットで実行していかなければならない。その際、部活動指導員等の外部人材について、資質が担保される仕組みがより一層必要となる。

・予算の制約はあるかと思うが、もう少し早いサイクルで、学校施設の災害対策やブロック塀の撤去をしていただきたい。

・「地域との連携した、自然災害を想定した防災訓練の実施率（政令市除く）」（基本方針８ 指標46）について、公立中学校における数値があまりにも低い。地域と連携することによりメリットが生じる仕掛けを構築し、実施率を上げていただきたい。

・災害時の子どもの引き渡し訓練については、きょうだい関係等を勘案しながら、学校間合同で行うことがより実践的な訓練につながると考えられる。

・働き方改革の流れの中で、教員の本来業務と地域が担うべきことの整理が国で行われている。地域と学校の連携・協働の重要性が高まっていることから、それを担うコーディネーターの養成に力を入れていただきたい。

・アウトリーチ型家庭教育支援モデル事業については、子育てに悩んでいる保護者が多い中、保護者の悩み軽減や、福祉部局との連携に向け重要な施策である。このモデル事業の成果をより拡大していただきたい。

・経済的な問題や、支援制度を知らないことにより子どもの進路が閉ざされないよう、奨学金など様々な教育に関する支援制度について、家庭への情報提供を今後とも充実させていただきたい。